提案書評価基準

- 1 基本的な評価事項
 - プロポーザルを特定するための評価項目は、表1のとおり。

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、表 1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。 ア 「業務実績」にかかる評価項目は、計 20 点の配点とする。
 - イ 「企画・運営に係る提案内容」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、15点、 20点、15点とし、計50点の配点とする。
 - ウ 「実施体制・スケジュール」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10 点、 10点、10点とし、計30点の配点とする。
 - エ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、各1点とし、計5点の配点とする。
 - オ 「市内中小企業であること」にかかる評価項目は、計5点の配点とする。
- (2)各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。 ア 「業務実績」にかかる評価項目は、1項目とし、それぞれA,B,C,D,Eの 5段階評価を行う。
 - イ 「企画・運営に係る提案内容」にかかる評価項目は、3 項目とし、それぞれA, B, C, D, E σ 5 段階評価を行う。
 - ウ 「実施体制・スケジュール」にかかる評価項目は、3 項目とし、それぞれA, B, C, D, E σ 5 段階評価を行う。
 - エ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、5項目とし、 Aまたは該当なしの2段階評価を行う。
 - オ 「市内中小企業であること」にかかる評価項目は、1項目とし、A, Cまたは 該当なしの3段階評価を行う。
 - カ 提案内容は、それぞれの配点に、換算した評価(A=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=0/5とする。)を乗じて算出する。
- (3)評価委員の評価の平均点数(110点満点)の3/5(66点)以上を合格点とし、もっとも平均点が高い者を特定者とする。
- (4) 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、「提案書評価基準」における評価項目のうち、「企画・運営に係る提案内容」の合計点が高い方の提案を第一順位とする。さらに同点の場合は、同「企画・運営に係る提案内容」内の「国内外から多くの参加者を集めるためのコンベンションの企画・プログラムの内容、広報戦略、参加者同士の交流を促進する仕組み」に関する評価の平均点が高い方の提案

をプロポーザルの上位者とする。それでも決しない場合は評価委員長が第一順位を 決定する。

(表1) 提案書評価項目

| | | 評価項目 | 配点 | 評価 (A~E) | 評価の 換算式 | 評価点 |
|---|-----|---|-----|-------------|------------|-----|
| 1 | 業 | 務実績 | 20 | _ | - | _ |
| | (1) | 類似業務の実績 | 20 | | | |
| 2 | 企 | 画・運営に係る提案内容 | 50 | _ | - | _ |
| | (1) | (1) 自走化の視点もふまえたコンベンション全体の実施方針、協賛金獲 得の考え方 | | | | |
| | (2) | 国内外から多くの参加者を集めるためのコンベンションの企画・プログラムの内容、広報戦略、参加者同士の交流を促進する仕組み | 20 | | | |
| | (3) | 魅力的な雰囲気づくり、イノベーティブな層に訴求する工夫、効果 的なネットワーキングに資する会場構成 | 15 | | | |
| 3 | 実 | 施体制・スケジュール | 30 | _ | _ | _ |
| | (1) | 円滑な会議運営のために必要な要員数が提案されているか | 10 | | | |
| | (2) | 国内外の参加者のサポートは適切か | 10 | | | |
| | (3) | 実施スケジュールは適切か | 10 | | | |
| | | 小計(満点:100点) | 100 | | | |

| | | 評価項目(加算項目) | 配点 | 評価 | | 評価点 |
|---|-----|---|----------------------|----|---|-----|
| 4 | ワー | ーク・ライフ・バランス等に関する取組 | 5 | _ | _ | _ |
| | (1) | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 (従業員101人未満の場合のみ加算) | 1 | | | |
| | (2) | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算) | 1 | | | |
| | (3) | 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、プラチナ くるみん認定、トライくるみん認定)の取得 | 1 | | | |
| | (4) | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 (えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)の取得 | 1 | | | |
| | (5) | 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の 取得 | 左記認定 のいずれ か1つ以 | | | |
| | | よこはまグッドバランス企業(旧よこはまグッドバランス賞)の認定の 取得 | 上を取得 していれ ば1点 | | | |
| 5 | 市 | 勺中小企業であること | 5 | _ | _ | _ |
| | (1) | 市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業 ※共同企業体の場合は、全社が市内の中小企業である場合は5点 ※共同企業体の場合は、1社以上が市内の中小企業である場合は3点 | 5 | | | |
| | | 小計(満点:10点) | 10 | _ | _ | |
| | | 合計(満点:110点) | 110 | _ | _ | |

(表2) 評価の視点

| 評価項目 | | 評価の着目点 | 評価 | | | | | | |
|---------------|---|---|---|--|---|--|---|--|--|
| | 日 | | A | В | С | D | Е | | |
| 1業務実績 | (1)類似 業務の実績 | 国際会議等の運営実 績を十分に有してい るか。 | 本業務を遂行 できる極めて 豊富な実績等 を有している。 | 本業務を遂行 できる豊富な 実績等を有し ている。 | 十分な業務 実績を有し ている。 | 業務実績が 十分である か疑問があ る。 | 相応な実 績を有し て い な い。 | | |
| 2企画・運営に係る提案内容 | (化ふンンン施養考 自点たシの、得 自点たシの、得 を を が を が を が を が を が を が を が る え の ま の ま の 、 の も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り | 自走化の視点もふま えたコンベンション 全体の実施方針、協 賛金獲得の考え方が 示されているか | 提案者独自の 極めて有効な 工夫や提案が みられ、実現性 がある。 | 提案者独自の 有効な工夫や 提案がみられ、 実現性がある。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ、 実現性があ る。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ るが実現性 がない。 | 妥 ソ 当 で 該 記 が い。 | | |
| | (外の集のシ画ラ容略同を仕)ら加るンンプの広参の進み国多者たべのロ内報加交すのよをの進みのとかがなが、 | 国内外から多くの参加者を集めるための企画・プログラムの内容、広報戦略、を促進する仕組みが提案されているか。 | 提案者独自の 極めて有効な 工夫や提案が みられ、実現性 がある。 | 提案者独自の 有効な工夫や 提案がみられ、 実現性がある。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ、 実現性があ る。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ るが実現性 がない。 | 妥 当 な ま が い。 | | |
| | (的づノブ求夫な一資構) 雰り一層る効ッンる財団、テに工果トグ会を加入しているがのであるがのであるがのであるが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは | 魅力的な雰囲気づくり、イノベーティるアインでない。 な層に訴求するストリーキングに資する 会場構成が提案されているか。 | 提案者独自の 極めて有効な 工夫や提案が みられ、実現性 がある。 | 提案者独自の 有効な工夫や 提案がみられ、 実現性がある。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ、 実現性があ る。 | 提案者独自 の工夫や提 案がみられ るが実現性 がない。 | 妥 当 で な 該 記 が い 。 | | |
| 3実施体制・スケジュール | (1)円滑な会議運営 | 運営者側との連絡調整や円滑な会議運営の実施が可能な体制の提案となっているか | 実施体制が極めて優れている。 | 実施体制が優れている。 | 妥当である。 | 実施体制・内容が一部不適切である。 | 妥 当 な ま が ま が い。 | | |
| | (2) 国内 外の参加者 のサポート | 業務実施に当たり、 日本語及び英語の可能の 言語にて対応のが応可能が あり、国内外の参連 者ときめ細かくり 調整・サポート等が 行える体制の提案と なっているか | 実施体制が極めて優れている。 | 実施体制が優れている。 | 妥当である。 | 実施体制が一部不適切である。 | 妥当でな | | |

| 評価項目 | 評価の着目点 | 評価 | | | | | |
|----------------|--|------------------------|-------------|--------|----------------|--|--|
| 計劃項目 | HIM:33EE3W | A | В | С | D | Е | |
| (3) スケ ジュール | 業務実施に際し適切 で実行性が高いスケ ジュールの提案とな っているか | 実施体制が極 めて優れてい る。 | 実施体制が優れている。 | 妥当である。 | 実施体制が一部不適切である。 | 妥 当 で は る が が 。 に な が に な に れ に れ に れ に に れ に に れ に に れ に に れ に に に れ に に に に に に に に に に に に に | |

| | 37/m o ** D b | | | | | |
|-----------------------------|--|--|---|--------------------------------------|---|---------|
| 評価項目 | 評価の着目点 | A | В | 評価 C | D | Е |
| | (1)次世代育成支援対策推進 法に基づく一般事業主行動計 画を策定しているか。(従業 員101人未満の場合のみ加算) | 策 定 している。 | | | | |
| | (2)女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に基 づく一般事業主行動計画を策 定しているか。(従業員101人 未満の場合のみ加算) | 策 定 している。 | | | | |
| 4ワーク・ライ フ・バランスに 関する取組 | (3)次世代育成支援対策推進 法に基づく認定(くるみん認 定、プラチナくるみん認定、 トライくるみん認定)を取得 しているか。 | 取得し ている。 | | | | |
| | (4)女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に基 づく認定(えるぼし認定、プ ラチナえるぼし認定)を取得 しているか。 | 取得し ている。 | | | | |
| | (5) 青少年の雇用の促進等に 関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。 (6) よこはまグッドバランス 企業(旧よこはまグッドバランス) ンス賞)の認定を取得しているか。 | 左定ず1上得い記のれつをしる。 | | | | |
| 5市内中小企業であること | 市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が 確認できた企業であるか。 | 確認。 電る。企の 全の 全部 で き記 で で き記 で き記 の を の を の の を の の の の の の の の の の の の の | | 共同企業 体の場合、 1社以上 が確認で きる。 | | 確認できない。 |